

第 26 回「いわて農商工連携ファンド地域活性化支援事業」 公募要領

公益財団法人いわて産業振興センター

1 趣 旨

県内の中小企業者と農林漁業者の連携（農商工連携）による創業又は経営の革新に向けた取り組みの支援を行い、地域経済の活性化を図ることを目的とした「いわて農商工連携ファンド」を組成しております。

このファンドを活用し、公益財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）が助成金の交付と専門家を活用した助言等により中小企業等の積極的な取り組みを総合的に支援します。

2 助成対象となる事業

【起業・新事業活動支援事業】

農商工連携による創業・起業又は経営の革新に向けた取り組み

※助成対象外の事業

- ① 農林漁業者との係わりが原材料の調達・提供に留まる事業
- ② 申請内容と同一の事業で、他の補助金の交付決定を受けた事業
- ③ 出資関係がある者同士での連携事業
- ④ 代表者等が同一である者同士での連携事業
- ⑤ 公序良俗等の観点から支援対象とすることが適当でないと認められる事業

【支援機関による支援事業】

農商工連携による創業・起業又は経営の革新を支援する事業

（支援の実績を有する者に限る）

⇒助成制度を利用できる方、利用できる事業、助成金対象となる経費等については「農商工連携ファンド：起業・新事業活動支援事業公募スキーム」をご覧ください。

3 事業実施期間

原則として、平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日（事業期間は 1 年以内）

4 予算額

100,900 千円程度

5 公募手続き

(1) 公募期間等

① 事前相談期間

平成 29 年 6 月 5 日(月)～平成 29 年 7 月 18 日(火)

応募要件に合致しているかどうか事前に内容を確認します。事前相談がない場合は要望書を受け付けできませんのでご了承ください。

② 応募期間

平成 29 年 6 月 26 日（月）～ 7 月 24 日（月）17 時必着
要望書及び添付資料一式を事務局まで提出してください。
郵送の場合は提出期限の消印有効とします。

(2) 応募の流れ

【事前相談（必須）】

応募要件に合致しているかどうか事前に内容確認しますので、必ず事前相談を行ってください。事前相談が無い場合は要望書を受付できませんのでご了承ください。

※相談表はセンターホームページからダウンロードしてください。

【応募書類の送付】

次の書類 1 部を提出期限までに事務局に提出してください。①～③の書式はいわて産業振興センターのホームページからダウンロードしてください。

⇒<http://www.joho-iwate.or.jp>

① 助成金交付要望書（様式第 1 号）の提出（以下②～⑩を添付してください）

② 申請者概要書（別紙 1）中小企業者等と農林漁業者を別様とすること

③ 事業計画書（別紙 2）、助成金申請額内訳書（別紙 3）

④ 決算書（直近 3 期分：貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の計算内訳、製造原価報告書）創業予定の方もしくは創業して間もない方等、決算書の提出が出来ない方は事務局にお問合せください。

⑤ 事業に必要な許認可等の取得が確認できるもの又は取得が見込まれることを証するもの ※許認可等が必要な事業を実施する場合

⑥ 商業登記簿謄本（コピー不可。発行から 3 カ月以内のもの） ※法人のみ

⑦ 定款の写し ※法人のみ

⑧ 住民票（抄本）（コピー不可。発行から 3 カ月以内のもの）※個人事業者のみ

⑨ 申請者の概要がわかるもの（会社案内、パンフレット等）

⑩ その他事業計画を説明するために必要な資料

※ 支援機関による支援事業に係る提出書類等は上記と異なりますので、お問い合わせください。

※ 提出書類は A4 片面に統一して下さい。

(3) 応募書類提出先及び問合せ先

〒020-0857 盛岡市北飯岡 2-4-26

公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部

TEL：019-631-3823 FAX：019-631-3830

URL：<http://www.joho-iwate.or.jp> Email：joho@joho-iwate.or.jp

6 支援対象企業の選定

提出書類に基づきセンターがヒアリングを行い、外部専門家で構成する「いわて農商工連携ファンド事業審査委員会」で審査を行い決定します。審査委員会では経営者等から事業計画の説明（プレゼンテーション）を行っていただきます。

また、応募状況によっては、審査委員会の前に事前審査を行うことがあります。事前審査は提出書類に基づき行います。

7 事業実施上の留意事項

- (1) 本助成事業は、国・県、金融機関等の財源をファンド組成のうえ、事業者に運用益の一部を間接助成するものです。したがって国や県等による検査・調査の対象となる場合があります。
- (2) 助成金の支払いは、助成事業終了後の精算払いが原則となります。
- (3) 助成事業者においては、助成事業の完了後も一定期間（10年間）、別に定める報告書等の提出が求められます。

8 事業計画実現のためのソフト支援

採択企業等に対しては、事業計画の円滑な実施を図るため、センターが中心となって外部の専門家等を活用して次の支援・助言を行います。

具体的な支援内容については、採択後、ヒアリングを行った上で決定します。

- (1) 経営分析に関する支援（経営課題整理）
- (2) 経営戦略・戦術構築に関する支援
- (3) 資金調達に関する支援
- (4) 特許、法律等の専門知識の提供に関する支援
- (5) その他企業成長のための支援

9 今後のスケジュール

今回の応募が最終となり、今後の応募はありません。

10 その他

- (1) 提出書類は、支援先の選定のみで使用し、他の目的には使用しません。
- (2) 提出書類は、審査結果に関わらず返却しません。
- (3) 本事業の支援対象企業に選定され支援を開始した場合には、企業名、代表者名、所在地等を公表します。また、支援の概要（支援の内容等）を公表する場合があります。
- (4) 次の方は事業を継続して申請することが可能です。
 - ・平成27年10月1日～9月30日において農商工連携ファンド事業を開始し、事業を継続中である事業所は、継続3年目として同じテーマで応募することが可能です。
 - ・平成28年10月1日～9月30日において農商工連携ファンド事業を開始し、事業を継続中である事業所は、継続2年目として同じテーマで応募することが可能です。（必ず助成を継続できるものではありません。）
- (5) その他、この助成事業の実施は「いわて農商工連携ファンド地域活性化支援事業助成金交付要領」に定めるところによります。

1 助成制度を利用できる方

【起業・新事業活動支援事業】

- (1) 県内で創業・起業する者※1（助成金交付決定日から6か月以内に創業・起業予定の者又は創業から3年以内の者。）又は県内に主たる事業所を有し経営の革新※2を行おうとする中小企業者と農林漁業者の連携体

※1 「創業・起業」とは、個人事業者の場合は税務署に開業届を提出すること、法人事業者の場合は法務局において法人登記の手続きを行うことを指します。

※2 「経営の革新」とは、中小企業者及び農林漁業者が新事業活動を行うことにより、中小企業者の場合は、当該企業等における付加価値額が、事業実施の3年間の比較で3%程度以上増加していること、農林漁業者の場合は、当該事業者の連携事業に係る農林水産物の売上高が、事業実施の3年間の比較で1%程度以上増加していることを目処とする。

- (2) 中小企業者以外で、経営の革新を行おうとする特定非営利活動法人等と農林漁業者の連携体

【支援機関による支援事業】

公益財団法人いわて産業振興センター、商工会議所、岩手県商工会連合会及び商工会、岩手県中小企業団体中央会、岩手県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会岩手県本部、岩手県森林組合連合会、岩手県漁業協同組合連合会、地方独立行政法人岩手県工業技術センター、岩手県産株式会社並びに中小企業者又は農林漁業者に対する支援実績を有し、かつ支援事業を行うことが適当と知事が認めた者。

2 助成制度を利用できる事業

【起業・新事業活動支援事業】

- (1) 前提条件

助成制度を利用できる事業は、原則として次の要件を満たす必要があります。

中小企業者と農林漁業者がお互いに連携し、互いの経営資源を活用して当該事業者にとっての新商品又は、新役務の開発等を行うこと事業であること。

ア ここで述べる連携とは、中小企業者と農林漁業者がそれぞれ工夫を凝らした取組みを行う事業であって、(4)の表中の事業区分に掲げる事業である。

ただし、単なる商取引は含まず、全体の事業計画に(4)の表中の②又は③を含むものとする。

イ 当該事業者にとっての新商品・新役務の開発とは、申請する事業者にとって新たに取り組む事業展開を指します。

ウ 互いの経営資源を活用するとは、それぞれの事業体が有する資産や技術・技能、ノウハウ、知的財産で、販路や人脈など、お互いの経営の強みをお互いに活用することを指します。

(2) 助成限度額及び助成率

- ・助成限度額：600万円（ただし、助成事業が、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第3項の規定に基づき認定された計画に記載されたものである場合は、1,000万円）
- ・助成率：4/5以内の額

(3) 助成期間

助成事業の助成期間は、事業開始から最大1年以内とし、特に必要と認める場合、継続（最大2年まで）することが出来る。

(4) 具体的な事業区分等

次に掲げるいずれかの事業・経費が助成の対象となります。複数の事業区分にまたがって事業を行うことが可能です。

事業区分	事業イメージ(例示)	助成対象となる主な経費
① 事業実施のために必要な市場調査・動向調査事業	・新商品や新サービス等のアンケート調査 ・専門家による指導助言 ※単なる調査事業の委託は対象外	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他必要と認める経費
② 新商品・新技術・新役務の開発研究又は事業化に関する事業	・新商品等の開発に取り組む経費 ・新商品の成分分析 ・専門家による技術助言指導 ※生産設備の購入は対象外	原材料費、研究開発用の機械装置又は工具器具の購入・製造・改良・据付・借用・保守又は修繕費、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、委託費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他必要と認める経費
③ 販路開拓のために行う事業	・全国規模の展示会への出展 ・新商品の発表会 ・販路開拓のための企業訪問 ・専門家による指導助言	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他必要と認める経費
④ 経営、技術に関する研修等の人材養成のために行う事業	・技術習得のための研修受講 ・専門家を招いての社内研修実施	会場借料、印刷製本費、研修費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他必要と認める経費

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

2 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない）に、②又は③を含むこと。

【支援機関による支援事業】

(1) 前提条件

支援機関が実施する、指導助言に要する経費、商談会・セミナー等開催に関する事業であること。

(2) 助成限度額等

・助成限度額：1,000万円

(助成率の設定はありませんが、県との連携や継続的なフォロー活動が可能なことなどの採択基準があります。)

(3) 具体的な事業区分等

次に掲げるいずれかの事業・経費が助成の対象となります。複数の事業区分にまたがって事業を行うことが可能です。

経費区分	助成対象となる主な経費	助成期間
指導助言事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他必要と認める経費	1年間
セミナー等開催事業費	会場借料、広告宣伝費、印刷製本費、資料購入費、資料作成費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他必要と認める経費	

注) 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

3 採択基準

助成事業は、応募のあったものから次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足度の高いものから予算の範囲内で採択します。

【起業・新事業活動支援事業】

- (1) 助成事業の内容が、実施主体の主体的な取り組みのもと構想されたものであること。
- (2) 助成事業の内容及び事業化のための取り組みが、計画的であり実現性が高いこと。
- (3) 助成事業の実施が確実である等事業内容の熟度が高いこと。
- (4) 実施主体における助成事業の実施体制及び経理体制が十分であること。

【支援機関による支援事業】

- (1) 助成事業の内容が、農商工連携による創業・起業又は経営の革新に対する支援事業として効果が高いと認められるものであること。
- (2) 助成事業の実施にあたり県との連携が十分に図られること及び助成事業実施後も継続的なフォロー活動ができること。
- (3) 実施主体における助成事業の実施体制及び経理体制が十分であること。